

助成率・限度額

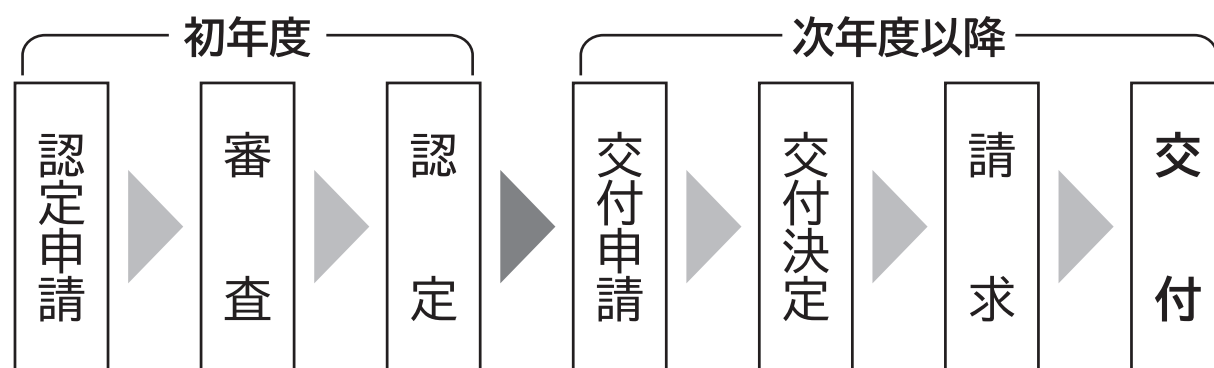
大学等に在学した期間中に貸与を受けた奨学金の前年度の返還額に、以下の条件による助成率を乗じた金額が対象となります。ただし、繰上償還する額は対象となりません。

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| ①津久見市出身※ ⁵ 又は津久見高校を卒業した方 | ②①以外の方 |
| 【助成率】 1 / 2 以内 | 【助成率】 1 / 3 以内 |
| 【限度額】 10万円／年 | 【限度額】 5万円／年 |
| ⇒10年間で100万円以内 | ⇒10年間で50万円以内 |

※5 満18歳に到達する年度の末日までの間、6年間以上本市に住所を有した方

申請から交付までの流れ

- ①1年目に本事業の対象となるかを審査し、認定します。
★貸与を受けた奨学金の今後10年間の返還予定額に、条件による助成率、限度額を踏まえ10年間の助成額(予定)を算定
- ②返還2年目以降11年目の間(10年間)に、前年度の奨学金返還実績に助成率を乗じた額(10万円又は5万円以内／年)を助成金として交付します。
※奨学金の額によっては、支給期間が10年未満の場合もあります。
※1年目は認定手続、2年目以降は毎年申請・請求が必要となります。



申請期限

- ☆認定申請期限・・・毎年10月末
※締め切り後に新たに要件を満たすことになった場合はご相談ください。
- ☆交付申請期限・・・認定された翌年度の6月末(毎年度申請が必要です。)

問い合わせ

津久見市商工観光・定住推進課
☎0972-82-2655 e-mail: tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp

津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業

～津久見に「住んで」「働く」若者の未来を応援します～

津久見市に住む皆さんへ



奨学金の返還を **最大100万円** 支援します!

定住・地元就職の促進、有用な人材確保などに加え、津久見高等学校への進学率向上、奨学金の返還負担のため進学等を断念する若者への修学奨励を目的として、大学等に在学した期間中に貸与を受けた奨学金の返還について支援する「津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業」を行います。

対象者

次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- 津久見市に住所を有し、大学等※¹に在学した期間中に奨学金※²の貸与を受けた方
- 令和5年4月以降に事業所等※³に正規雇用者※⁴として雇用された方
- 市税等を滞納していない方
- 奨学金の返還について他の助成(免除など)を受けていない方
- 津久見市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない方
- 原則として、申請時から10年以上定住する意思のある方

※1 大学等・・・学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、専修学校専門課程(職業実践専門課程を含む)、高等専門学校

※2 奨学金・・・津久見市奨学金、大分県奨学会奨学金、日本学生支援機構奨学金第1・2種、その他市長が認める奨学金(他県の奨学金など)

※3 事業所等・・・事業を営む個人、法人、その他の団体

※4 正規雇用者・・・事業所等と期間の定めのない雇用契約等を締結し、給与、福利厚生、勤務時間等の条件が他の従業員と同程度である方

支援制度の特徴

津久見市の支援制度は次のような特徴があります。

☆第一次産業、自営業もOK ⇒ 小規模事業者や事業承継を支援します。

☆津久見市に住めば、市外の事業所勤務でもOK

⇒津久見に住むことで多様な働き方を支援します。

☆年齢制限なし

⇒U I J ターンを促進します。

☆津久見市出身者や津久見高等学校の卒業生など厚く支援

⇒津久見に縁のある方を支援します。